

<h1>第9号</h1>	<h1>Super Highway</h1>	
<p>発行日 2023. 7.11</p>	<p>J R 東労組バス関東本部</p>	<p>J R 東労組ホームページ</p>

災害時の勤務認証②

東日本大震災時の会社説明を振り返ってみよう！！

3. 災害により大幅な業務量の減少が見られる場合

地震の影響や計画停電により、大幅な業務量の減少が見込まれる場合は、他支店への出勤を行う場合もあります。しかし、やむを得ない場合は、勤務箇所での待機を命じる場合がある他、自宅待機をすることができます。ただし、自宅待機出来る場合は、出勤しても当面従事する業務がなく、出勤して勤務箇所に待機させる意味がない場合です。この場合の勤務認証は「障害勤務」（有給扱い）となります。

4. 自動車通勤を認められている社員で燃料の調達が困難であり出勤出来ない場合

通常、自動車通勤を認められている社員で、自家用車燃料の調達が困難であり通勤出来ない場合は、「事故」（無給休暇）又は「欠務」（無給休暇）となります。また、「代休」を取得することも出来ます。

5. 公共交通機関を利用して通勤する社員が代替ルートを利用した場合の交通費の取り扱い

通常公共交通機関を利用して通勤している社員が、今回の地震及び計画停電の影響により、代替ルートを利用した場合にかかる費用については、小口現金で支払われます。

**大災害はいつかまたきます！
忘れず議論を続けよう！！**



J Rバス関東で働く仲間を一つに！